

会 議 録			
令和 5 年度 第 2 回和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		令和 5 年 11 月 6 日(月)午後 1 時 30 分	
開催場所		和光市役所 3 階 第二委員会室	
開催時刻	午後 1 時 30 分	閉会時刻	午後 2 時 38 分
出席委員		事務局	
菅野 隆		健康部長	
鈴木 正敏		斎藤 幸子	
深野 正美		健康部次長 兼 保険年金課長	
山口 はるみ		梅津 俊之	
岩崎 郁人		長寿あんしん課長	
安田 芳子		中野 陽介	
八木沢 直子		長寿あんしん課長補佐	
清水 孝悦		川口 暢	
宮永 美都		長寿あんしん課長補佐	
茂野 洋之		浅井 里美	
木暮 晃治			
松根 洋右			
渡久地 勢子			
欠 席 委 員			
森田 圭子			
熊谷 和恵			
備 考	傍聴者 なし		
会議録作成者氏名		安藤 拓人	

会 議 内 容

中野課長	<資料の確認>
中野課長	1 開 会 介護保険運営協議会につきましては、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には、会議録を作成し、公開をいたします。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録といたしますので、ご了承ください。なお、会議録作成のため、録音を行っておりますが、作成後に消去いたします。 また、市では10月1日に組織改正を行ったことから、本協議会の所管部局は、健康部となりました。つきましては、新たに所管部長となりました斎藤健康部長より、皆さまに一言ご挨拶を申し上げます。
斎藤部長	< 斎藤部長 あいさつ >
中野課長	それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。
菅野会長	ただいまから、令和5年度第2回和光市介護保険運営協議会を開会します。本日の会議は15時までとなりますので、円滑な議事進行のご協力をお願いします。まず初めに、前回会議でご出席が叶いませんでした渡久地（とくち）委員が参加されていますので、簡単で結構ですので、渡久地委員に自己紹介をお願いします。 <渡久地委員 挨拶>
菅野会長	ありがとうございます。よろしくお願いします。他の委員は前回、自己紹介をしていますので、割愛させていただきます。それでは、会議の開催にあたり、委員定数について、事務局の確認をお願いします。
中野課長	本協議会は15名の方が委員であり、その過半数である8名の出席が会議の成立要件となりますが、本日、過半数以上、13名の出席ですので、会議は成立いたします。
菅野会長	ありがとうございます。それでは、議事に入りますが、はじめに議事録署名人の指名をさせていただきます。名簿順でございますが、渡久地委員、茂野委員のご両名に議事録の確認と署名をお願いいたします。

川口課長補佐	それでは、議事に沿って進めます。本日は諮問事項 2 つ、報告事項が 1 つとなります。諮問事項 1 について、事務局から説明をお願いします。 それでは、諮問事項 1 「令和 5 年度和光市介護保険特別会計補正予算（案）について」ご説明します。事前にお送りしている No.1 の資料をご覧ください。こちらは、12 月議会に提出する予定の補正予算の要旨をまとめています。 まずは、歳出の(1)介護保険システム改修事業について、今回 341 万円の増額補正を行います。説明の欄をご覧ください。こちらの補正は、令和 5 年 5 月 19 日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和 6 年 4 月から施行されることに伴い、現在使用しているシステムを改修する必要があるために増額補正を行います。この法律は、子育て支援や医療、介護保険などの多分野に影響がある法律で、介護保険においては、医療と介護の連携強化などが挙げられていますが、各省庁等で施行準備を進めている段階で、正確な情報が発表されていない都合により、概算の費用に基づく増額補正であるため、実際の事業費用としては、変更になる可能性があります。また、この事業は、国からの補助金が交付される予定ではありますが、金額が未確定であるため今回の補正予算では計上していません。 続いて(2)介護予防サービス保険給付業務については、249 万 1 千円の増額補正を行います。介護予防サービス保険給付業務は、要支援認定者が介護予防サービスに要した費用の一部を事業者に対して支払うための予算になります。上半期（4 月～9 月）終了時点で、当初見込んでいた費用よりも支出額が多いため、今回、増額補正をいたします。見込んでいた費用が増加した原因としては、要支援 1, 2 の認定者数が昨年度に比較して増えたことにより、サービス利用が増加したことが原因であると考えられます。理由としては、外出自粛による身体機能が低下や 75 歳以上の高齢者の割合が増加していることが考えられます。説明の下段に、支出額の見込みと要支援認定者の推移のグラフを記載しています。グラフの赤字の折れ線が今年度で、青字が昨年度の推移となり、比較してみると要支援 1, 2 とともに昨年度よりも認定者が多くなっていることがわかります。さらにその下段に具体的にどのサービスが増加しているか記載しています。当初は、昨年度よりも 6%の伸びを想定していましたが、上半期終了時点の見込みで今年度は 12%の伸びが想定されています。各サービス別にみると、介護予防訪問看護が 142%、介護予防訪問リハビリが 316%、介護予防居宅療養管理指導が 140%、介護予防福祉用具貸与が 134%、介護予防特定施設入居者生活介護が 120%増加しています。介護予防訪問リハビリが昨年度と比較し 3 倍に伸びていますが、昨年度の月の平均利用件数が 1 件であるため、全体の費用に対する影響は、他のサービスと大きな差はなく、全体的に増加しています。
--------	--

(3)介護予防サービス計画給付業務については、51 万円の増額補正を行います。介護予防サービス計画給付業務とは、要支援認定者の一人ひとりの状況に応じた適切な支援の内容や目標を記載した計画を作成するための費用で、作成費の全額が介護保険から事業者に対して支払われます。上半期（4 月～9 月）終了時点で、当初見込んでいた費用よりも支出額が多いため、増額補正をいたします。見込んでいた費用よりも増加した原因としては、要支援認定者数の増加が考えられます。

続いて(4)食の自立・栄養改善については、31 万円の増額補正を行います。食の自立・栄養改善とは、要支援・要介護認定者に対し、その方の状況に応じて、栄養のバランスのとれた調理済みの食事を提供したり、食事の自立のための栄養改善指導を実施し、その費用の一部を助成するための費用となります。上半期（4 月～9 月）が終了した時点で、当初見込んでいた利用人数よりも増加し、予算に不足が生じる見込みであるため増額補正をいたします。

(5)介護給付費準備基金積立については、1,707 万円 5 千円の増額補正を行います。こちらは、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の交付金額が 10 月 30 日付で決定し、当該交付金を歳入として計上するため、その収入についてを準備基金に積立するための増額補正となります。ここで、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の説明を下段に記載しています。それぞれの交付金は、市町村や都道府県の様々な介護保険事業の取組状況を客観的な指標により評価して、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を計画的に推進するための財政的な取組促進の制度です。つまりは、評価の成績が良い自治体が国からより多くの交付金が交付される制度です。また、保険者機能強化推進交付金は、地域包括ケア、地域包括ケアというのは、質の高い介護サービスの提供、介護予防・日常生活支援の推進、認知症総合支援の推進、在宅医療・在宅介護連携の体制構築などの取り組みのことを言いますが、これらの構築に向けた基盤整備の推進を図るもので、つまりは、体制や枠組みの構築状況を評価します。一方で、介護保険保険者努力支援交付金は、地域包括ケアに関する取組の充実を図るもので、具体的な事業内容など中身の部分を評価します。下段のグラフでは、令和 4 年度の和光市の評価点数を埼玉県内の他市町村と比較して掲載しています。和光市は、1,609 点で県内では、ふじみ野市、三芳町について 3 番目と高い評価となっています。

次からは歳入の説明となります。まずは、下段の円グラフをご覧ください。介護保険の財政の構造について、示しています。介護保険は、国が 25%、県が 12.5%、市町村が 12.5%、40～64 歳までの現役世代である第 2 号被保険者が 27%、65 歳以上である第 1 号被保険者が 23%を負担することで成り立っています。(1)から(5)は、歳出である介護予防サービス保険給付業務と介護予防サービス計画給付業務を増額補正することに伴い、その財源として、国や県、和光

	市など、それぞれの負担分を増額補正するものとなります。 次のページに移ります。(6)、(7)は、歳出で説明したそれぞれの交付金を受入するため増額補正をいたします。 (8)事務費繰入金については、341 万円の増額補正をいたします。事務費繰入金は、歳出の(1)で増額した介護保険システム改修事業の財源とするため、和光市の一般会計から繰入するための増額補正となります。 最後に(9)その他一般会計繰入金については、7 万 8 千円の増額補正をいたします。歳出の(4)食の自立・栄養改善の事業費を増額したことに伴い、財源の一部を一般会計で負担するため、一般会計からの繰入金を増額補正します。説明は以上となります。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。 システム改修について、国からの指示で導入することにより、多額の費用が必要になります。国からの補助等はないのですか。
川口課長補佐	国からの補助金については、交付される予定ではありますが、正確な情報はこれから示される予定となっています。
菅野会長	システムを改修できる事業者も限られていると思います。企業が独占している場合、相手側の言い値になったりする事がありますが、事業者の選択肢はあるのですか。
川口課長補佐	介護保険で利用しているシステムは総合行政システムで、他の事業と複合して使用しているため、介護保険単独で変更することが困難で、事業者が決まっているということになります。
菅野会長	介護予防サービスについての補正があり、要支援者の数が増えている説明がありました。将来的に要介護になることを防ぐために、要支援の段階でサービス提供することは重要で、増えることは悪い事ではないと思います。介護予防サービスを受けることで要介護者の減少に繋がれば良いですが、要介護者の数については、和光市も増加しているとは思いますが、介護予防サービスの効果については、どう考えていますか。
川口課長補佐	介護予防サービスの効果の把握については、非常に難しいことであります。人数で申し上げますと要介護者は右肩上がりで増加している状況ではあります。令和元年の要支援 1, 2 の認定者が 136 名、R4 では 207 名となっています。要介護も同様に上がっています。被保険者数の人口も微増で増えている状況には

	ありますが、令和４年度に前期高齢者と後期高齢者の割合が逆転し、後期高齢者が増加していることなども原因ではないかと思います。
菅野会長	要支援認定者が増えることは悪い事ではないと思います。介護予防という考え方では、要介護になる前に抑えるというのが大事であると思うので、人口と要支援者、要介護者の増加が平行線では意味がないので、要介護認定者の増加状況について気になりました。
菅野会長	その他の意見はございませんか。
菅野会長	ないようですので、採決を行います。諮問事項１「令和５年度和光市介護保険特別会計補正予算（案）について」、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。
委員一同	〈異議なし〉
菅野会長	それでは、次に進みます。諮問事項２について、事務局から説明をお願いします。
川口課長補佐	No.2の資料をご覧ください。まず初めに地図を掲載し第８期長寿あんしんプランの状況について掲載しております。令和３年度にグループホームは１８人併設から２７人と変更し、運営協議会でも以前ご審議頂きました。次のページに公募状況等一覧を示しています。事業者に対してヒアリング・アンケート等を実施し、建設費用増加やコロナ禍対応、採算性などから応募者が集まらず、結果として、介護予防拠点のみ整備され、介護予防拠点は今年度から下新倉地区で開始しています。 第９期計画においては地域密着型の特別養護老人ホームではなく、８０名の広域型の特別養護老人ホームとして、整備することを策定検討会議で示し、検討しています。現在、施設サービスの給付額・人数等の見込みと保険料を合わせて、試算しているところで、まだ将来推計の数値が確定しておらず、今回は利用見込み人数、費用などは示していません。ただ、令和４年度の実績平均が９２人、令和５年度の現在までの実績平均が９８人となっている状況で、第９期計画の想定と似ている状況ではあります。第８期計画では、令和７年度は１１６名、令和１２年度は１３１名、令和１７年度は１４３名となっています。既存施設の定員が６０名であるため、１００名が利用ということは、３０～４０名程は市外の特別養護老人ホームを利用していることになります。しかし、市外施設利用者は市内施設に入居できないことを理由に市外に出る方もいれば、親族が市外にいる等の

	他の要素で市外利用の方もいることを想定し、30 名程度が入居できないことを理由に市外に出ている市民であると想定しています。令和 5 年 7 月の待機者数は、65 人で既に何らかの施設を利用されている方は 54 名。自宅等が 9 名。また入所希望時期ということで「今すぐ」でない方は 6 名いらっしゃいます。待機者で入居する必要がある方が 40～50 名程度。市外利用の方が 300 人程度と想定すると 70～80 名の規模が妥当であると考えています。 また、応募する事業者がいらないということについては、現在の施設整備費用の補助のみでなく、その他の整備等も検討します。 その他、グループホームについては、11 月現在で空室が現在 4 部屋。一時期 8～10 程度空き等があります。また、有料老人ホームが今年度に開設しています。空室や有料老人ホーム開設、特養整備等による既存施設からの人の移動を想定し、整備方針から削除することを考えています。
菅野会長	来年、医療と障害と介護の報酬が改訂される時期になっています。改訂されたとしても、特養の整備は、整備費用の全額補助しないと開設するのが難しい状況になっています。全額補助するのも難しいことだとは思いますが、そうでもしなければ整備したとしても、事業者が運営できるか心配に思いますが、どのようにお考えでしょうか。
川口課長補佐	以前募集していた 29 名では、事業者を確認したところ、採算性が取れず運営が難しいとのことでした。今回定員を 80 名に増やしたことで、可能なのではないかと想定をしています。
菅野会長	全額事業者が負担するわけではないと思いますが。設備や施設等の建築費の補助はどのようになっていますか。
川口課長補佐	施設の整備について国・県の補助を利用する仕組みになっており、利用することを想定していますが、今後、状況を確認していく必要があると思います。
菅野会長	整備するために 7,8 億円、多ければ 10 億円程度必要になると思います。土地については、貸与することになるかもしれませんが、国や県の補助が全額補助してもらったとしても、私も経験しているので分かるのですが、ギリギリで運営している状況なので、特養は必要な施設だと思いますが、具体的に資金的な計画が必要で、特に特養は設備整備の初期投資が必要で建築費も非常に増加しているので、資料に記載されていますが、細かい内容を教えて頂かなければ不安です。

山口委員	80名の定員を受け入れるとなると直ぐに埋まらないと思います。そのため、経営が苦しくなることで、他市からの受入が多くなるという懸念があります。また、和光市民でも特養に入りたいという方が出てきて軽度でも介護度が上がることで、保険料が上がってくるのではないかと心配になりました。
菅野会長	受入は要介護3以上ということになりますが、老健や特養に入りたいという方は多くいると思いますので、医療の必要度が高い人を受け入れられる体制を整える必要があると思います。施設によっては、認知症状があったら受け入れてもらえない場合や、看取りがないなど、特養にもさまざまな種類があります。対応できる範囲を最初から考えておかなければ山口委員がおっしゃったようなことになると思います。
菅野会長	他にはいかがでしょうか。ないようでしたら採決を行います。諮問事項2「第9期長寿あんしんプランにおける介護サービス基盤整備の考え」について、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。
委員一同	〈異議なし〉
菅野会長	それでは、次に進みます。報告事項3について、事務局から説明をお願いします。
浅井課長補佐	それでは、報告事項3第2～3回和光市第9期長寿あんしんプラン策定検討会議の開催について説明をいたします。資料1は10/2に行われた第2回、10/30に行われた第3回策定検討会議の次第になります。続いて、資料2をご覧ください。基本施策と施策の一覧となります。「高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」という基本理念のもと、基本施策を4本掲げ、その目指す姿、各施策、事業名を記載しています。この内容につきましては、次の基本施策毎に説明をいたします。赤字で書かれているところは、指標を掲げている施策となっています。右から2列目は第8期計画から変化を記載しています。 それでは資料3「第1節 高齢者の生きがいと社会参加への支援」について説明します。1ページをご覧ください。この基本施策では、「目指す姿」として「生きがいを持って生活をすることができる」とし、成果指標は「ニーズ調査」の設問の「生きがいはありますか。」に対して、生きがいがあると回答した人の割合を、令和7年度には70%以上まで上げる目標を設定いたしました。 基本施策を支える各施策は4つ掲げ、1-1 高齢者の社会参加の推進、1-2 社会参加を支える場の支援、1-3 家族等介護者の負担の軽減と社会参加の継続、1-4 認知症対策における社会参加への支援といたしました。この4つの施策の概要につ

いて説明いたします。最初に重点施策として掲げた 1-1 高齢者の社会参加の推進について説明いたします。施策の方向性としては、医療・介護のサービス提供だけでなく、地縁組織、民間企業、民生委員等の高齢者の生活を支える主体と連携しながら、地域づくりや高齢者の社会参加の推進を一体的に推進し、地域の課題に対応できる体制を整備しますといたしました。この活動指標としては、3つ掲げています。1つ目はニーズ調査でのいずれかの社会活動に月1回以上参加している人の割合です。現状の40.3%を令和7年度に45.0%以上とすることを目標としました。2つ目は地区社会福祉協議会の活動参加者数です。こちらは、本年度の実績予測を元に目標値を掲げる予定です。

3つ目はGBER掲載活動数です。高齢者の地域活動をサポートするウェブプラットフォームであるGBERに高齢者の地域活動が掲載される数ですが、GBERは11月から運用を開始したばかりです。そのため目標として何件程度掲げられるか検討をしているところですので、12月の会議ではお示ししたいと考えています。

2ページをご覧ください。「高齢者の社会参加の推進」のための主な取り組み内容として、5つ掲げています。(1)就労活動支援コーディネーターの配置、(2)高齢者版ファミリーサポート事業の展開、(3)生活支援コーディネーターの継続実施、(4)地区社会協議会への支援、(5)ICTを活用した高齢者の社会参加の促進となります。内容につきましては、後ほどご確認ください。

続いて7ページをご覧ください。次に施策番号1-2「社会参加を支える場の支援」について説明いたします。最初に施策の方向性についてですが、住み慣れた地域で、いきいきと暮らすためには地域での役割やコミュニティと関わりを持ち続けることが重要です。そのために社会参加の機会を創出し、和光市でいつまでも生きがいを持って生活を送ることができるよう施策を展開します、といたしました。活動指標として「高齢者福祉センターおよび新倉高齢者福祉センターの利用人数」をそれぞれ掲げています。具体的な取り組み内容についてですが、(1)和光市生きいきクラブ及び生きいきクラブ連合会への支援、(2)朝霞地区シルバー人材センターの支援、(3)高齢者福祉センターの運営、(4)市民主体の通いの場の把握と活動拡大のための支援、(5)高齢者の社会参加の場の提供の5つを掲げました。それぞれの内容については、後ほどご確認ください。

次に10ページをご覧ください。次に施策番号1-3「家族等介護者の負担の軽減による社会参加の継続」について説明いたします。施策の方向性ですが、市は、家族等介護者のリフレッシュや負担軽減を図り、社会参加が継続するように施策に取り組むことを記載しました。具体的な取組みは3つ掲げています。(1)高齢者版ファミリーサポート事業の展開、(2)健康増進浴場施設利用補助、(3)ケアラー支援の推進となっています。詳細は後ほどご確認ください。

続いて11ページをご覧ください。1-4「認知症対策における社会参加への支援」について説明いたします。施策の方向性としては、認知症の本人が地域活

動を継続することは、認知症の進行を防止するために非常に重要です。本人の社会参加への支援に加えて、認知症への理解の普及を推進します。と記載しました。活動指標としては「チームオレンジの登録者数」を掲げています。具体的な取り組みは(1)認知症の正しい知識・理解の普及、(2)認知症の本人や家族の地域での生活を支えるといったしました。

続いて、資料4第2節きめ細かな介護予防の推進について説明します。1ページをご覧ください。和光市は、全国で先駆け介護予防の推進に取り組んできたことで、特に要支援の認定者数は全国でもかなり低い水準で推移しています。今後、高齢者数が増加する中で、介護予防を推進することにより、健康な高齢者数を増やして介護サービスの受給者数を減らしていく取り組みが重要になると考え、基本施策として「きめ細かな介護予防の推進」を掲げました。施策の目指す姿としては「いつまでも健康な生活を送ることができる」とし、成果指標は4つ掲げています。(1)ニーズ調査の設問で「健康状態」に対して、＜まあよい＞以上と回答した人の割合、(2)フレイル項目に該当した人の割合、(3)総合事業対象者、(4)介護予防給付対象者の維持・改善率を目標として設定いたしました。基本施策を支える各施策は3つ掲げています。2-1 フレイル予防・介護予防のための取り組みの充実、2-2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、2-3 ケアマネジメントの強化と地域課題の解決に向けた取り組みといったしました。

2ページをご覧ください。2-1 フレイル予防・介護予防のための取り組みの充実の活動指標として、介護予防・生活支援サービス事業の指標、介護予防ケアマネジメントの指標、介護予防拠点の指標を掲げました。3ページの＜具体的な取り組み内容＞をご覧ください。具体的な取組は3つ記載しています(1)介護予防・生活支援サービス事業、(2)一般介護予防事業、(3)介護予防拠点の展開が記載されています。内容については後ほどご確認をお願いします。

10ページの2-2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については施策の方向性では、保健事業（疾病予防・重症化予防）と介護予防（生活機能の維持）を一体的に実施して、フレイルの予防を行い、高齢者の生活の質の向上や健康寿命の延伸を目指すことを記載しています。詳細は後ほどお読みください。

11ページをご覧ください。2-3 ケアマネジメントの強化と地域課題の解決に向けた取り組みについて説明いたします。施策の方向性として個別課題解決のためのケアプラン確認から、ネットワーク構築・地域課題発見を行い、地域づくりや資源開発、施策形成を行う場として、推進します。具体的な取り組みについては、(1)地域課題解決システムの深化、(2)介護予防ケアマネジメントの適正化を記載しています。12ページ、13ページにイメージ図がありますので、参考にご確認ください。基本施策2 きめ細やかな介護予防の推進についての説明は以上となります。

続きまして、資料5第3節高齢者の暮らしを支える仕組みの充実の説明をいたしますので、1ページをご覧ください。目指す姿といたしましては、「本人が希望するなじみの環境・関係性の中で安心して過ごすことができる」とし、ニーズ調査での「幸福度」で7点以上と回答した人の割合と相談対応に対して、おおむね満足以上とした人の割合を成果指標としました。基本施策を支える各施策として7つ掲げました。その中で重点施策としては「認知症対策の推進」としています。この7つの施策の概要のうち、一部を抜粋し説明いたします。

最初に3-1 認知症対策の推進施策の方向性について説明いたします。ニーズ調査によると認知機能のリスク該当者割合が全体で30.9%であり、年齢が上がるほどリスク該当者の割合が高くなっています。今後、後期高齢者人口の増加が見込まれます。和光市では、認知症についての早期からの対応をはかり、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、支援体制の整備を推進します。

2ページをご覧ください。図は和光市民を支える認知症施策のイメージ図になります。活動指標としては、3つ掲げています。ニーズ調査で認知症の相談窓口を知っていると回答した人の割合、認知症サポーター養成者、チームオレンジ設置数となります。主な取組としては、(1)認知症計画を策定と運用、(2)認知症の正しい知識・理解の普及、(3)認知症予防重度化防止への取組み、(4)認知症の本人や家族の地域での生活を支える、(5)認知症本人への適切な医療・介護の提供強化、(6)認知症健診の実施となっています。

5ページをご覧ください。3-2 養護者及び施設職員等による虐待防止について説明いたします。施策の方向性としては、高齢者が地域の中で尊厳をもって過ごすことは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことです。しかし、家族や親族、介護施設などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が社会問題となっています。市では、高齢者の生命・身体・財産等に関する権利利益を擁護するために、高齢者虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止のための積極的な対応を行うこととしました。活動指標としては、研修の開催回数を掲げています。主な取組内容につきましては、(1)高齢者虐待に対する体制の強化、(2)養護者による高齢者虐待防止の強化、(3)養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の強化を掲げています。詳しくは後ほどご覧ください。

10ページをご覧ください。3-3 地域で暮らし続けるための支援については、市の独自サービスを記載しました。和光市では介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。地域包括ケアシステムの構築を進めていく上では、介護保険サービスだけでは十分とは言えないため、自立生活に資する介護保険外サービスを継続して実施します。具体的な取組内容については、各自、ご確認ください。

川口課長補佐	14 ページをご覧ください。3-4 包括的支援事業（地域包括支援センター）の推進について説明いたします。施策の方向性は、高齢者が地域で自立した生活が営めるように医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを効果的に機能させるためには、個別ケアを包括的に支援する地域包括支援センターの役割が核となります。地域包括支援センターに寄せられる相談件数は年々増加し、同時に複雑で複合的な課題を含む相談も増加しているため、より一層、多職種が連携し課題解決を図る体制を強化します。と記載しました。活動指標としては、市の取組みを評価するインセンティブ交付金の得点を掲げました。目標値については次回の会議でお示ししたいと考えております。具体的な内容は記載のとおりとなります。 次の 3-5 権利擁護事業の推進以降につきましては説明を割愛させていただきますので、後ほどご覧ください。 基本施策 3 高齢者の暮らしを支える仕組みの充実についての説明は以上です。 第 4 節介護保険サービス提供体制の整備について説明します。基本施策の成果指標をご覧ください。「介護保険サービス提供体制の整備」の成果指標としては、成果指標はニーズ調査の設問で「満足度」に対して＜良い＞＜まあ良いと思う＞と回答した人の割合を掲げていきたいと考えています。この目標を達成するための施策として 5 つ掲げています。5 つは資料に示したとおり、(1)介護人材の確保・育成、(2)重層的支援体制の強化、(3)介護保険サービス事業所に対する指導検査の強化、(4)給付適正化の推進、(5)介護サービス基盤の計画的な整備です。(5)については基盤整備に関することで先の諮問 2 でお伝えしたとおりで、この中で、重点課題としたところは、介護人材の確保・育成のところですが、ここは、国も人材不足を予測しておりますが、和光市の中でどのような職種でどの程度不足し、こういった理由で人が集まらず、将来的にはどうか、を確認し、その上で、そのために必要な施策は何かを実現性・実効性も含め検討していくことが必要と考えました。そのため指標については把握することを主眼に設定しています。取組については、情報の共有やマッチング等で多様な人材を確保し、処遇改善を促すことで職員の生活改善、また補助金等の活用で、業務の軽減の支援などを実施することとしますが、しかし、状況の把握が重要と捉えておりますので、「見える化」なども利用し、必要な事業を検討してまいります。その他、重層的支援の強化、指導検査の強化などは後ほどご覧になっていただければと思います。 以上、これらの説明を、策定検討会議でお示しし、幾つかご意見をいただいたので、またそれを踏まえ、12 月の策定検討会議にて報告するつもりです。その中で出たご意見として、施策の柱立てを総合振興計画に合わせて 3 つにして
--------	---

	いたところから4つへ変更しました。また、地域包括ケアの説明を入れたほうが良いとのご意見で基本理念に次回、記載するということになりました。資料に図の掲載や分かりやすい工夫といった指摘で、養護者の説明が足りないなど、ございましたので、それらについては改めて修正して次回に示して参ります。その他、包括支援センターの評価について個々の事業所ごとに示した方が良いのではないかとということについては、見え方に良い・悪いということがあるので、検討をさせていただくことになりました。そのような意見の交換を第2回、第3回会議という形で実施いたしました。以上で、基本施策の説明と策定検討会議の説明を終わります。
菅野会長	報告事項の説明が終わりました。何か質問等がございましたらお願いします
深野委員	資料5の権利養護事業の推進について、認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な高齢者というところがあります。障害者の中にも高齢者はいます。これから障害でも計画を策定していくことになりますが、これらを上手く連携して、お互いの事業を把握できるように協力して進めて頂くようお願いします。
菅野会長	フレイルや認知症予防がよく出てきますが、医療の立場から発言すると高齢者の感覚器官の機能について、目や耳が機能なくなると外的な刺激がなくなり、動くことが少なくなることで、テレビの音量などで家族間に揉めるなどトラブルになります。そのような、感覚器官のことも大事なことなので記載頂いた方が良いでしょうと思います。
菅野会長	その他、特にないようですので、これで令和5年度第2回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。 議事録署名人 _____ 茂野 洋之 議事録署名人 _____ 渡久地 勢子